

○高松市農業基本対策審議会設置条例

昭和36年10月2日

条例第35号

改正 平成11年7月14日条例第19号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市農業基本対策審議会設置条例

(設置)

第1条 市農業の基本対策に関する重要事項を審議するため、高松市農業基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 農業所得に関する事項
- (2) 農業生産対策に関する事項
- (3) 農業構造対策に関する事項
- (4) その他農業基本対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 高松市農業委員会委員
- (2) 高松市を区域とする農業団体の役職員
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長・副会長を置き委員の互選によって、これを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査及び審議するため、専門委員を置く。

2 専門委員は、農業に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
(部会)

第8条 審議会にその専門の事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 農業所得対策部会
- (2) 農業生産対策部会
- (3) 農業構造対策部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。